藤沢市人事行政の運営等の状況の公表

2026年11月

藤沢市総務部職員課

はじめに

「藤沢市人事行政の運営等の状況について」をここに公表します。

「藤沢市人事行政の運営等の状況について」は、地方公務員法第５８条の２の規定に基づき定められた藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表するものです。

この公表は、地方公共団体の人事行政運営における公正性・透明性を確保するため、職員の任用、給与、勤務時間、分限、服務、研修等の状況及び公平委員会の業務の状況を、毎年広く市民に公表するものです。

なお、公表項目、公表方法、閲覧場所及びご意見・お問い合わせ先につきましては、次のとおりとなっています。

【公表項目】

（１）職員の任免及び職員数等に関する状況
（２）職員の人事評価の状況
（３）職員の給与の状況
（４）職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
（５）職員の分限処分及び懲戒処分の状況
（６）職員の服務の状況
（７）職員の退職管理の状況
（８）職員の研修の状況
（９）職員の福祉及び利益の保護の状況
(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【公表方法】

（１）閲覧場所を設けて閲覧に供する。
（２）インターネット（ホームページ）を利用して閲覧に供する。

【閲覧場所】

（１）職員課
（２）市民相談情報課
（３）各市民センター

【意見・問い合わせ先】

藤沢市総務部職員課
電　　話　　０４６６（２５）１１１１　内線（２２６２）
Ｅ－ｍａｉｌ　　fj-syokuin@city.fujisawa.lg.jp

目次

1　職員の任免及び職員数等に関する状況　・・・３ページ
（１）　職員数の推移
（２）　部門別職員数の状況と主な増減理由
（３）　年齢別職員構成の状況
（４）　採用者の状況
（５）　昇任制度の概要と実施状況
（６）　希望降任制度の概要と実施状況
（７）　転任（人事異動）制度の概要と実施状況
（８）　退職者の状況
（９）　再任用の状況
(10)　身体障がい者及び知的障がい者の任用状況

2　職員の人事評価の状況　・・・13ページ
（１）　職員の人事評価制度の概要
（２）　人事評価結果の活用状況

3　職員の給与の状況　・・・15ページ
（１）　人件費の状況
（２）　職員給与費の状況
（３）　特記事項
（４）　ラスパイレス指数の状況
（５）　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
（６）　職員の初任給の状況
（７）　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
（８）　給料表の種類、級数、額等の概要
（９）　一般行政職の級別職員数の状況
(10)　昇給の実施状況
(11)　高齢層職員の昇給抑制（停止）制度の概要
(12)　職員の手当の状況
(13)　特別職の報酬等の状況
(14)　給与改定の概要
(15)　給与の見直しの状況
(16)　旅費の概要

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況　・・・26ページ
（１）　職員の勤務時間及び休憩時間の概要
（２）　年次休暇の概要と取得状況
（３）　特別休暇の概要と取得状況
（４）　介護休暇の概要と取得状況
（５）　病気休暇の概要と取得状況
（６）　育児休業等の概要と取得状況
（７）　自己啓発等休業等の概要と取得状況
（８）　配偶者同行休業の概要と取得状況
（９）　安全衛生管理体制の整備状況

5　職員の分限処分及び懲戒処分の状況　・・・29ページ

6　職員の服務の状況　・・・30ページ
（１）　服務に関する基本原則の概要
（２）　職務専念義務免除制度の概要と免除の状況
（３）　営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況
（４）　在籍専従休職制度の概要と許可の状況

7　職員の退職管理の状況　・・・31ページ
（１）　部長級退職者の再就職届出の状況
（２）　外郭団体等への管理職の再就職の状況

8　職員の研修の状況　・・・32ページ

9　職員の福祉及び利益の保護の状況　・・・34ページ
（１）　共済組合の概要
（２）　公務災害補償の概要と実施状況
（３）　職員の健康診断等の概要
（４）　メンタルヘルスへの対応状況
（５）　ハラスメントへの対応状況
（６）　その他職員福祉のための独自の制度の概要

10　公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て及び苦情処理）　・・・37ページ
（１）　苦情処理制度の概要と状況
（２）　勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況
（３）　不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

1　職員の任免及び職員数等に関する状況

（1）職員数の推移（各年４月１日現在）

部門＼年度		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	過去５年間の増減数及び率
一般行政部門		1,892 人	1,933 人	1,934 人	1,969 人	2,000 人	2,012 人	120 人
								6.34 %
教育部門		334 人	329 人	336 人	335 人	316 人	311 人	-23 人
								-6.89 %
消防部門		468 人	477 人	470 人	478 人	482 人	489 人	21 人
								4.49 %
普通会計計		2,694 人	2,739 人	2,740 人	2,782 人	2,798 人	2,812 人	118 人
								4.38 %
公営企業等会計計		1,108 人	1,120 人	1,132 人	1,156 人	1,153 人	1,165 人	57 人
								5.14 %
合計	職員数	3,802 人	3,859 人	3,872 人	3,938 人	3,951 人	3,977 人	175 人
								4.60 %
	増減数	人	57 人	13 人	66 人	13 人	26 人	

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含みません。）

２　部門別職員数は、各年における地方公共団体定員管理調査において報告した数値です。

（2）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

部門＼区分			職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	15 人	15 人	0 人	
		総務	516 人	529 人	13 人	地域福祉体制の見直し
		税務	127 人	125 人	-2 人	育児休業代替任期付職員の減
		民生	596 人	589 人	-7 人	育児休業代替任期付職員の減
		衛生	408 人	412 人	4 人	育児休業代替任期付職員の増
		労働	4 人	4 人	0 人	
		農水	26 人	25 人	-1 人	育児休業代替任期付職員の減
		商工	21 人	23 人	2 人	育児休業代替任期付職員の増
		土木	287 人	290 人	3 人	執行体制見直し
		計	2,000 人	2,012 人	12 人	人口１万人当たり職員数 45.28 人 （参考）類似団体 45.44 人
	教育部門		316 人	311 人	-5 人	育児休業代替任期付職員の減
	消防部門		482 人	489 人	7 人	救急体制の整備
	小計		2,798 人	2,812 人	14 人	人口１万人当たり職員数 63.29 人 （参考）類似団体 61.61 人
公営企業等会計部門	病院		971 人	983 人	12 人	診療体制の見直し
	下水道		90 人	88 人	-2 人	育児休業代替任期付職員の減
	その他		92 人	94 人	2 人	執行体制見直し
	小計		1,153 人	1,165 人	12 人	人口１万人当たり職員数 26.22 人
合計			3,951 人 [3,822 人]	3,977 人 [3,841 人]	26 人 [19 人]	人口１万人当たり職員数 89.51 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数です。（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含みません。）

２　[　　]内は、条例定数の合計です。

３　類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）の人口１万人当たり職員数は、令和７年地方公共団体定員管理調査に基づく数字です。

（３）年齢別職員構成の状況

①年齢別職員構成の状況（各年４月１日現在）

区分		２０歳未満	２０～２３歳	２４～２７歳	２８～３１歳	３２～３５歳	３６～３９歳	４０～４３歳	４４～４７歳	４８～５１歳	５２～５５歳	５６～５９歳	６０歳以上	計
令和８年	職員数	５人	275人	425人	364人	433人	426人	419人	416人	398人	351人	304人	161人	3,977人
	構成比	0.1%	6.9%	10.7%	9.2%	10.9%	10.7%	10.5%	10.5%	10.0%	8.8%	7.6%	4.0%	100.0%
５年前（３年）	職員数	８人	214人	373人	448人	448人	405人	448人	406人	365人	327人	267人	93人	3,802人
	構成比	0.2%	5.6%	9.8%	11.8%	11.8%	10.7%	11.8%	10.7%	9.6%	8.6%	7.0%	2.4%	100.0%
増減		-3人	61人	52人	-84人	-15人	21人	-29人	10人	33人	24人	37人	68人	175人

（注）　職員数は、一般職に属する職員数です。

②全職員の平均年齢（各年４月１日現在）

年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
平均年齢	40.2 歳	40.3 歳	40.5 歳	40.7 歳	40.8 歳	40.7 歳	40.8 歳

（注）　職種別の平均年齢は「３（５）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」に記載しています。

（４）採用者の状況

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。
試験採用については、教養試験、適性試験、作文、面接などの試験を選考段階に応じて実施し、合格者を決定しています。

（注）　各表の下段は、女性の採用者数であり、内数です。

①職種別・採用方法別職員数

区分	令和６年度中の採用者			令和７年度中の採用者		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	110人	0人	110人	99人	0人	99人
	64人	0人	64人	58人	0人	58人
技能労務職	9人	0人	9人	16人	0人	16人
	6人	0人	6人	9人	0人	9人
医療職	49人	65人	114人	57人	69人	126人
	38人	21人	59人	52人	16人	68人
消防職	26人	0人	26人	20人	1人	21人
	3人	0人	3人	1人	0人	1人
計	194人	65人	259人	192人	70人	262人
	111人	21人	132人	120人	16人	136人

（注）　臨時・非常勤職員は含みません。

②【令和６年度】採用試験の実施状況

≪一般職員≫

区分		一次試験実施時期	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最　終合格者	倍　率
事務職	（新卒）	2024年3月	808 人	267 人	80 人	61 人	13.2
			423 人	139 人	48 人	39 人	10.8
	（民間企業等経験者）	6月・11月	186 人	93 人	42 人	19 人	9.8
			71 人	31 人	12 人	4 人	17.8
	（高卒）	10月	24 人	15 人	3 人	2 人	12.0
			8 人	5 人	1 人	1 人	8.0
	（障がい者）	12月	10 人	3 人	0 人	0 人	－
			2 人	1 人	0 人	0 人	－
	（福祉指導員）	9月・12月	20 人	13 人	5 人	5 人	4.0
			7 人	6 人	2 人	2 人	3.5
	（福祉指導員・就職氷河期世代）	9月	8 人	5 人	2 人	0 人	－
			3 人	2 人	1 人	0 人	－
	（福祉指導員・障がい者）	12月	1 人	1 人	0 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
土木	（新卒）	2024年3月	22 人	16 人	12 人	10 人	2.2
			5 人	4 人	4 人	4 人	1.3
	（大卒）	5月・9月	20 人	15 人	9 人	6 人	3.3
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
建築（大卒）		5月・12月	19 人	11 人	7 人	4 人	4.8
			6 人	3 人	2 人	1 人	6.0
電気・機械（大卒）		5月・9月・12月	23 人	14 人	7 人	6 人	3.8
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
化学（大卒）		5月	19 人	11 人	5 人	3 人	6.3
			8 人	6 人	3 人	2 人	4.0
保育士		5月・1月	72 人	59 人	39 人	28 人	2.6
			62 人	51 人	34 人	25 人	2.5
保育士（就職氷河期世代）		1月	7 人	7 人	0 人	0 人	－
			7 人	7 人	0 人	0 人	－
学芸員		5月・12月	21 人	10 人	5 人	2 人	10.5
			12 人	8 人	3 人	1 人	12.0
保健師		5月	45 人	21 人	9 人	5 人	9.0
			43 人	21 人	9 人	5 人	8.6
管理栄養士		5月	45 人	9 人	3 人	1 人	45.0
			43 人	9 人	3 人	1 人	43.0
歯科衛生医師		5月	23 人	10 人	5 人	2 人	11.5
			23 人	10 人	5 人	2 人	11.5
獣医師		9月	13 人	12 人	5 人	3 人	4.3
			7 人	6 人	4 人	2 人	3.5
技能労務職員	（環境業務員等）	4月・9月・12月	35 人	30 人	14 人	7 人	5.0
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
	（給食調理員）	5月・9月・12月	50 人	38 人	19 人	7 人	7.1
			30 人	23 人	14 人	5 人	6.0
	（給食調理員・就職氷河期世代）	9月	24 人	13 人	7 人	4 人	6.0
			21 人	12 人	7 人	4 人	5.3
消防職	（大卒）	４月	195 人	98 人	44 人	15 人	13.0
			22 人	6 人	1 人	0 人	－
	（高卒・短大卒）	８月	130 人	77 人	33 人	15 人	8.7
			10 人	5 人	3 人	2 人	5.0

≪育児休業等代替任期付職員≫

区分	受験者	最　終 合格者	倍率
事務職	124 人	34 人	3.6
	67 人	27 人	2.5
福祉指導員	6 人	3 人	2.0
	5 人	3 人	1.7
保育士	16 人	15 人	1.1
	16 人	15 人	1.1
栄養士	2 人	2 人	1.0
	2 人	2 人	1.0
獣医師・薬剤師	5 人	5 人	1.0
	5 人	5 人	1.0
給食調理員	2 人	2 人	1.0
	2 人	2 人	1.0

※試験は随時実施。

市民病院職員の採用試験の実施状況（令和６年度）

区　　分	一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最　終 合格者	倍　　率
医　　師	５月～３月	67 人	67 人	人	67 人	1.0
		15 人	15 人	人	15 人	1.0
薬　剤　師	４月～１２月	15 人	8 人	人	5 人	3.0
		11 人	6 人	人	2 人	5.5
看　護　師	５月～６月	65 人	40 人	人	40 人	1.6
		56 人	38 人	人	38 人	1.5
助　産　師	５月～６月	2 人	0 人	人	0 人	－
		2 人	0 人	人	0 人	－
医療事務職	1月	17 人	12 人	人	1 人	17.0
		9 人	7 人	人	0 人	－
診療放射線技師	10月	37 人	12 人	人	2 人	18.5
		22 人	10 人	人	2 人	11.0
臨床検査技師	8月	23 人	6 人	人	1 人	23.0
		16 人	5 人	人	1 人	16.0
理学療法士	12月	3 人	3 人	人	2 人	1.5
		3 人	3 人	人	2 人	1.5
言語聴覚士	実施無し	人	人	人	人	－
		人	人	人	人	－
臨床工学技士	実施無し	人	人	人	人	－
		人	人	人	人	－
作業療法士	1月	1 人	1 人	人	1 人	1.0
		1 人	1 人	人	1 人	1.0
看護助手	５月～３月	13 人	2 人	人	2 人	6.5
		10 人	2 人	人	2 人	5.0

③【令和７年度】採用試験の実施状況

≪一般職員≫

区分		一次試験実施時期	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	倍率
事務職	（新卒）	2025年3月	737 人	267 人	98 人	59 人	12.5
			375 人	146 人	58 人	40 人	9.4
	（民間企業等経験者）	6月	128 人	45 人	10 人	5 人	25.6
			64 人	19 人	8 人	3 人	21.3
	（高卒）	10月	22 人	15 人	1 人	1 人	22.0
			13 人	9 人	1 人	1 人	13.0
	（障がい者）	11月	11 人	4 人	0 人	0 人	－
			4 人	0 人	0 人	0 人	－
	（福祉指導員）	5月・9月・11月	24 人	18 人	5 人	4 人	6.0
			8 人	8 人	2 人	1 人	8.0
	（福祉指導員・就職氷河期世代）	9月	5 人	4 人	0 人	0 人	－
			3 人	3 人	0 人	0 人	－
	（福祉指導員・障がい者）	9月	1 人	1 人	0 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
土木	（新卒）	2025年3月	24 人	22 人	18 人	15 人	1.6
			4 人	4 人	3 人	2 人	2.0
	（大卒）	5月・9月・11月	26 人	14 人	9 人	2 人	13.0
			3 人	1 人	1 人	0 人	－
	（高卒）	10月	2 人	2 人	1 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
	（障がい者）	9月	1 人	1 人	0 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
建築	（新卒）	2025年3月	16 人	13 人	11 人	9 人	1.8
			5 人	4 人	2 人	2 人	2.5
	（大卒）	5月	10 人	8 人	4 人	0 人	－
			2 人	2 人	1 人	0 人	－
電気・機械	（新卒）	2025年3月	4 人	4 人	3 人	2 人	2.0
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
	（大卒）	5月・9月・11月	15 人	12 人	8 人	3 人	5.0
			1 人	1 人	1 人	0 人	－
	（高卒）	10月	1 人	1 人	0 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
	（就職氷河期世代）	9月	1 人	1 人	0 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
	（障がい者）	11月	1 人	0 人	0 人	0 人	－
			0 人	0 人	0 人	0 人	－
化学		5月	12 人	7 人	3 人	2 人	6.0
			7 人	4 人	2 人	2 人	3.5
保育士		5月・9月・11月	51 人	41 人	31 人	17 人	3.0
			46 人	36 人	26 人	16 人	2.9
保育士（就職氷河期世代）		9月	1 人	1 人	0 人	0 人	－
			1 人	1 人	0 人	0 人	－
保健師		5月・9月・11月	46 人	19 人	4 人	3 人	15.3
			40 人	18 人	4 人	3 人	13.3
技能労務職員	（環境業務員等）	5月・9月・11月・12月	23 人	21 人	13 人	8 人	2.9
			1 人	1 人	1 人	0 人	－
	（給食調理員）	5月・11月	19 人	14 人	5 人	4 人	4.8
			13 人	9 人	5 人	4 人	3.3
	（給食調理員・就職氷河期世代）	11月	6 人	4 人	2 人	1 人	6.0
			4 人	3 人	2 人	1 人	4.0
消防職	（大卒）	４月	158 人	77 人	29 人	12 人	13.2
			13 人	5 人	3 人	3 人	4.3
	（高卒・短大卒）	８月	141 人	80 人	25 人	10 人	14.1
			21 人	14 人	5 人	2 人	10.5

≪育児休業等代替任期付職員≫

区分	受験者	最　終 合格者	倍率
事務職	31 人	30 人	1.0
	27 人	26 人	1.0
保健師	1 人	1 人	1.0
	1 人	1 人	1.0
保育士	21 人	20 人	1.1
	20 人	19 人	1.1
栄養士	6 人	4 人	1.5
	6 人	4 人	1.5
獣医師・薬剤師	5 人	2 人	2.5
	4 人	2 人	2.0
給食調理員	2 人	1 人	2.0
	1 人	1 人	1.0

※試験は随時実施。

市民病院職員の採用試験の実施状況（令和７年度）

区　　分	一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最　終 合格者	倍　　率
医　　師	5月～3月	73 人	人	人	73 人	1.0
		24 人	人	人	24 人	1.0
薬　剤　師	4月	18 人	8 人	人	4 人	4.5
		10 人	6 人	人	3 人	3.3
看　護　師	5月	74 人	人	人	42 人	1.8
		60 人	人	人	39 人	1.5
助　産　師	5月	3 人	人	人	2 人	1.5
		3 人	人	人	2 人	1.5
医療事務職	10月	16 人	7 人	人	2 人	8.0
		8 人	3 人	人	1 人	8.0
診療放射線技師	8月、1月	31 人	10 人	人	3 人	10.3
		15 人	6 人	人	1 人	15.0
臨床検査技師	9月、1月	11 人	5 人	人	1 人	11.0
		7 人	3 人	人	1 人	7.0
理学療法士	9月	5 人	5 人	人	2 人	2.5
		1 人	1 人	人	0 人	－
言語聴覚士	9月	2 人	2 人	人	1 人	2.0
		2 人	2 人	人	1 人	2.0
病院調理師	1月	2 人	人	人	2 人	1.0
		0 人	人	人	0 人	－

（５）昇任制度の概要と実施状況　（職種別、級別）

各級において、下記の昇任基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。

①行政職給料表（１）

２級	下表に定める期間１級に在級した職員のうち、年齢２５歳以上、かつ、１級３０号給（消防職にあっては、１級３８号給）以上の者で勤務成績が良好なもの。 区　分 / 高校卒 / 短大２卒 / 短大３卒 / 大学卒 必要在級年数 / ５年６月以上 / ５年以上 / ４年９月以上 / ４年６月以上
３級	２級に３年以上在級した職員のうち、年齢満３０歳以上で勤務成績が良好な者。
４級	３級に３年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
５級	４級に４年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
６級	５級に４年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
７級	６級に５年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
８級	７級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。

②行政職給料表（２）

２級	１級在級期間３年以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢４０歳（４月１日における年齢）に達し、かつ、１級在級１年６月以上の職員のうち、市長が認める者。
３級	２級在級期間４年以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢５０歳（４月１日における年齢）に達し、かつ、２級在級２年以上の職員のうち、市長が認める者。
４級	在職期間１８年以上、３級在級期間１０年以上で年齢３８歳以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢５６歳（４月１日における年齢）に達し、かつ、３級在級５年以上の職員のうち、市長が認める者。

③医療職給料表（１）

２級	１級に４年９月以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
３級	２級に５年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
４級	３級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
５級	４級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。

④医療職給料表（２）

<table>
<tr><td>２級</td><td>下表に定める期間１級に在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
<table><tr><th>区　分</th><th>短大２卒</th><th>短大３卒</th><th>大学卒</th><th>大学６卒</th></tr><tr><td>必要在級年数</td><td>５年以上</td><td>４年９月以上</td><td>４年６月以上</td><td>４年以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>３級</td><td>下表に定める期間在職した年齢３２歳以上の職員のうち、勤務成績が良好な者。
<table><tr><th>区　分</th><th>短大２卒</th><th>短大３卒</th><th>大学卒</th><th>大学６卒</th></tr><tr><td>必要在級年数</td><td>３年９月以上</td><td>３年６月以上</td><td>３年３月以上</td><td>２年９月以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>４級</td><td>３級に３年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>４級に２年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>５級に２年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>６級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
<tr><td>８級</td><td>７級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
</table>

⑤医療職給料表（３）

<table>
<tr><td>３級</td><td>下表に定める期間在職した職員のうち、勤務成績が良好な者。
<table><tr><th>区　分</th><th>短大２卒</th><th>短大３卒</th><th>大学卒</th></tr><tr><td>必要在級年数</td><td colspan="2">５年９月以上</td><td>４年９月以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>４級</td><td>下表に定める期間在職した年齢４２歳以上の職員のうち、勤務成績が良好な者。
<table><tr><th>区　分</th><th>短大２卒</th><th>短大３卒</th><th>大学卒</th></tr><tr><td>必要在級年数</td><td>６年３月以上</td><td colspan="2">５年３月以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>５級</td><td>４級に２年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>５級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>６級に１年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。</td></tr>
</table>

⑥女性職員の管理職への任用（各年４月１日現在）

年　　度	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
人　　数	169 人	166 人	174 人	183 人	178 人	185 人	196 人
全常勤職員に占める割合	4.6%	4.4%	4.6%	4.7%	4.6%	4.7%	5.0%
全管理職に占める割合	23.4%	23.3%	24.1%	25.2%	24.8%	25.1%	26.3%

（６）希望降任制度の概要と実施状況

分限処分（５①参照）によらず本人の希望又は同意に基づき下位の職に任命（降任）する制度を平成１７年１１月から実施しています。

①親の介護、子の育児、本人の病気で職務の軽減が必要な場合

年　　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　　数	3 人	3 人	1 人	0 人	0 人	0 人	2 人

②職責増大によりその職責を果たすことが身体的、精神的に困難である場合

年　　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　　数	1 人	0 人	2 人	3 人	0 人	4 人	3 人

③その他の場合

年　　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　　数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（７）転任（人事異動）制度の概要と実施状況（各年４月１日現在）

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

令和６年度

区　　分	市長部局	教育委員会	その他	合計
部長・参事級	14 人	1 人	0 人	15 人
課長・主幹級	26 人	1 人	0 人	27 人
課長補佐級	52 人	4 人	1 人	57 人
そ　の　他	267 人	8 人	7 人	282 人
合　　計	359 人	14 人	8 人	381 人

令和７年度

区　　分	市長部局	教育委員会	その他	合計
部長・参事級	14 人	0 人	3 人	17 人
課長・主幹級	42 人	2 人	1 人	45 人
課長補佐級	48 人	1 人	2 人	51 人
そ　の　他	246 人	7 人	2 人	255 人
合　　計	350 人	10 人	8 人	368 人

（注）１　「教育委員会」には、校長、教頭、教諭等は含みません。

２　病院及び消防は除きます。

（８）退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

①定年退職：定年により退職する場合

②応募認定退職：早期退職募集に応募をし、認定を受けて退職すべき期日に退職する場合

③自己都合退職：本人の都合により退職する場合

④その他：死亡による退職等

事由別退職者の数
令和６年度

区　　分	定　年	応募認定	自己都合等	その他	計
一般行政職	24 人	0 人	52 人	14 人	90 人
技能労務職	23 人	0 人	2 人	1 人	26 人
医　療　職	3 人	0 人	109 人	9 人	121 人
消　防　職	4 人	0 人	10 人	2 人	16 人
福　祉　職	1 人	0 人	15 人	1 人	17 人
計	55 人	0 人	188 人	27 人	270 人

令和７年度

区　　分	定　年	応募認定	自己都合等	その他	計
一般行政職	20 人	0 人	57 人	15 人	92 人
技能労務職	4 人	0 人	4 人	1 人	9 人
医　療　職	2 人	0 人	107 人	9 人	118 人
消　防　職	5 人	0 人	3 人	1 人	9 人
福　祉　職	1 人	0 人	14 人	3 人	18 人
計	32 人	0 人	185 人	29 人	246 人

（９）再任用の状況（各年４月１日現在）

再任用とは、高齢期の職員が持つ豊かな知識と経験を公務内に活用していくため、６０歳に達した日以後、定年前に退職した者を再雇用することができる制度です。

令和５年度の定年引上げ制度の運用開始以降、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年退職した者その他条例で定める者を６５歳まで再任用することができる暫定再任用制度があります。

なお、再任用職員には、一般職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短い時間勤務する短時間勤務職員があります。

職　　種	常　時　勤　務		短　時　間　勤　務		計	
	令和７年	令和８年	令和７年	令和８年	令和７年	令和８年
一般行政職	27 人	25 人	27 人	17 人	54 人	42 人
技能労務職	29 人	26 人	21 人	3 人	50 人	29 人
医　療　職	1 人	5 人	6 人	1 人	7 人	6 人
消　防　職	4 人	3 人	3 人	2 人	7 人	5 人
福　祉　職	3 人	3 人	14 人	14 人	17 人	17 人
計	64 人	62 人	71 人	37 人	135 人	99 人

（注）１　職種は再任用時の職種です。
　　２　この表を除き、再任用短時間勤務職員は、職員数に含んでいません。

（10）身体障がい者及び知的障がい者の任用状況（各年６月１日現在）

区　　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
雇　用　率	2.08%	2.79%	2.63%	2.61%	2.86%	2.89%	3.00%
人　　数	52 人	69 人	66 人	69 人	76 人	105 人	110 人
換算後人数	67 人	90.5 人	87 人	89 人	97.5 人	123 人	129 人

（注）　法定雇用率は、平成２５年度～２９年度は２．３０％、平成３０年度から２．５０％、令和３年から２．６０％、令和６年から２．８０％になりました。

2　職員の人事評価の状況

（1）職員の人事評価制度の概要

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、評価結果を昇任・昇格、給与などに反映させています。

①評価者

評価対象者	一次評価者	二次評価者
部　長　等	副　市　長	－
担 当 部 長	部　　長	副　市　長
所　長　等	部　長　等	－
課　長　等	所　長　等	部　長　等
課長補佐等	課　長　等	所　長　等
主査等以下	課長補佐等	課　長　等

②能力、意識・行動評価の概要

評定要素		主任等以下	主査等	課長補佐等	課長等以上	部長
能力評価	評価項目	役割認識・判断力				
		説明力	説明力・交渉力・折衝力			
		組織内コミュニケーション・協調性				
		積極性・連携				
		知識	知識・見識			
		実務能力	政策形成能力			政策形成構想
		業務遂行・課題意識	業務遂行・業務改善			
		業務継続	部下の指導・育成			
		責任感・倫理・コンプライアンス・接遇				
		主査としての素養	管理職としての素養	マネジメント力		
	評定期間	４月１日から翌年３月３１日まで				
	評価段階	６段階評価				

③業績評価の概要

評 定 要 素		説明
業績評価	評価項目	仕事の質
		仕事の量
		仕事の効率
	設定目標数	課長等以上　4
		課長補佐等　3
		主査等以下　2
	評定期間	４月１日から翌年３月３１日
	評価段階	６段階評価

④昇給号数

区　　分	A	B	C	D	E
一 般 職 員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4	3	2	1	0

A ： 勤務成績が極めて良好である職員
B ： 勤務成績が特に良好である職員
C ： 勤務成績が良好である職員
D ： 勤務成績がやや良好でない職員
E ： 勤務成績が良好でない職員

（２）人事評価結果の活用状況

評価結果の活用については、次のとおりです。

活用分野		活用の状況	
		管理職	管理職以外
任用管理	昇任・昇格	○	○
	転　　任	○	○
給与上の処遇	昇　　給	○	×
	勤勉手当	○	×
分　　限		○	○
人 材 育 成		○	○

3　職員の給与の状況

（1）人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区　　分	住民基本台帳人口（各年度1月1日現在）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A
令和５年度	445,177 人	169,283,856 千円	5,732,795 千円	28,008,682 千円	16.5%
令和６年度	445,172 人	175,874,683 千円	6,562,998 千円	30,241,900 千円	17.2%
令和７年度	445,041 人	188,467,096 千円	6,314,319 千円	31,789,818 千円	16.9%

（注）１　人件費は、普通会計で分析されます。
　　２　普通会計とは、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう総務省が行っている「地方財政状況調査」の分析方法です。

（2）職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

①普通会計決算

区　　分	職員数 A	給　　与　　費				1人当たり給与費 B／A	1人当たり給与費 類似団体
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和５年度	2,740 人	10,119,754 千円	4,067,464 千円	4,851,106 千円	19,038,324 千円	6,948 千円	6,522 千円
令和６年度	2,782 人	10,519,462 千円	4,096,222 千円	5,104,281 千円	19,719,965 千円	7,088 千円	6,591 千円
令和７年度	2,798 人	10,551,149 千円	4,224,786 千円	5,379,102 千円	20,155,037 千円	7,203 千円	6,799 千円

（注）１　職員手当には、退職手当は含まれていません。
　　２　職員数は、各年４月１日現在の人数です。
　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。
　　４　類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している地方公共団体を指します。

②全会計予算

区　　分	職員数 A	給　　与　　費				1人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和８年度	3,916 人	16,273,766 千円	7,634,377 千円	7,961,896 千円	31,870,039 千円	8,138 千円

（注）　職員手当には、退職手当は含まれていません。

（3）特記事項

平成１９年４月から給与構造改革により給料表の再編を行い、給料を平均３．１５％引き下げ

平成２０年７月から産科医の確保を図るため、特殊勤務手当に分娩業務手当を追加

平成２１年４月から特殊勤務手当を３種類廃止し、１５種類に改定

平成２１年４月から給与改定により、給料を平均０．１５％引き下げ、期末・勤勉手当支給割合を０．３５月分引き下げ

平成２２年４月から特殊勤務手当を３種類廃止し、１２種類に見直し

平成２２年４月から給与改定により、給料を平均０．２０％引き下げ、期末・勤勉手当支給割合を０．２０月分引き下げ

平成２２年１２月より、５５歳超の管理職職員について、給料及び管理職手当を１．５％減額

平成２３年４月から給与改定により、給料を平均０．２０％引き下げ

平成２４年１０月から平均１．４５％の給料減額措置を実施（平成２８年３月まで）

平成２６年４月から給与改定により、給料を平均０．３９％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１５月分引き上げ

平成２７年４月から給与改定により、給料を平均０．４５％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１月分引き上げ

平成２８年４月から給与制度の総合的見直しを行い、給料を平均２．９７％引き下げ（給料の引き下げを行わない医療職給料表（１）適用職員を含む引き下げ率。）

平成２８年４月から給与改定により、給料を平均０．１８％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１月分引き上げ

平成２９年４月から給与改定により、給料を平均０．１９％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１月分引き上げ

平成３０年４月から給与改定により、給料を平均０．２１％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．０５月分引き上げ

平成３１年４月から給与改定により、給料を平均０．１７％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．０５月分引き上げ

令和２年４月から給与改定により、期末・勤勉手当支給割合を０．０５月引き下げ

令和３年４月から給与改定により、期末・勤勉手当支給割合を０．１５月引き下げ

令和４年４月から給与改定により、給料を平均０．３８％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１月分引き上げ

令和５年４月から給与改定により、給料を平均１．２４％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１月分引き上げ

令和６年４月から給与改定により、給料を平均３．４９％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．１月分引き上げ

令和７年４月から給与改定により、給料を平均３．３８％引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を０．０５月分引き上げ

（４）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

ラスパイレス指数の算出方法：市職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、市職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに市職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

区　　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
藤　沢　市	101.4	101.4	101.2	101.1	101.1	100.8	101.3
県内市町村平均	100.3	100.2	100.0	100.1	99.8	99.8	100.1
全国市平均	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6	98.8	98.7
類似団体平均	100.2	100.1	100.0	99.9	99.7	99.6	99.6

（５）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤　沢　市	41.7 歳	341,773 円	477,496 円	442,012 円
神奈川県	41.0 歳	342,410 円	－ 円	－ 円
国	41.7 歳	342,178 円	－ 円	428,451 円
類似団体	42.1 歳	330,096 円	437,516 円	393,258 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

３　神奈川県及び類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）の数値は、令和７年地方公務員給与実態調査に基づく数字です。

②技能労務職

区分		公務員 平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	民間 対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	参考 A／B
藤沢市		50.1 歳	407 人	333,101 円	426,228 円	405,322 円	－	－ 歳	－ 円	－
内訳	清掃職員	49.2 歳	159 人	340,752 円	457,535 円	421,015 円	廃棄物処理業従事者	48.0 歳	320,600 円	1.43
内訳	学校給食調理員	51.2 歳	91 人	321,414 円	388,949 円	382,449 円	調理士	43.5 歳	296,500 円	1.31
内訳	用務員	51.1 歳	68 人	330,450 円	411,661 円	402,928 円	用務員	51.2 歳	277,200 円	1.49
内訳	自動車運転手	54.5 歳	8 人	356,738 円	493,569 円	427,170 円	自家用乗用自動車運転者	60.8 歳	263,000 円	1.88
内訳	電話交換手	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－ 歳	－ 円	－
内訳	その他	49.3 歳	81 人	331,102 円	412,233 円	400,068 円	－	－ 歳	－ 円	－
神奈川県		46.6 歳	81 人	354,467 円	－ 円	－ 円	－	－ 歳	－ 円	－
国		51.3 歳	1,590 人	303,443 円	－ 円	348,191 円	－	－ 歳	－ 円	－
類似団体		52.5 歳	87 人	325,452 円	388,929 円	367,277 円	－	－ 歳	－ 円	－

区分		参考 年収ベース（試算値）の比較 公務員（C）	民間（D）	C／D
藤沢市		7,016,238 円	－ 円	－
内訳	清掃職員	7,465,421 円	4,457,900 円	1.67
内訳	学校給食調理員	6,436,491 円	3,886,300 円	1.66
内訳	用務員	6,835,836 円	3,696,900 円	1.85
内訳	自動車運転手	8,201,430 円	3,380,400 円	2.43
内訳	電話交換手	－ 円	－ 円	－
内訳	その他	6,823,497 円	－ 円	－

（注）1　民間のデータは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表されている令和４年～令和６年の３ヶ年平均データを使用しています。

2　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤沢市	38.5 歳	335,064 円	494,895 円	438,088 円
神奈川県	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円
国	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円
類似団体	39.0 歳	322,070 円	435,813 円	381,724 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤沢市	37.3 歳	304,068 円	375,570 円	364,404 円
神奈川県	39.2 歳	330,099 円	－ 円	－ 円
国	45.0 歳	－ 円	－ 円	－ 円
類似団体	40.2 歳	307,113 円	371,211 円	350,519 円

⑤医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤沢市	38.8 歳	461,035 円	1,129,529 円	913,514 円
神奈川県	42.9 歳	477,561 円	－ 円	－ 円
国	54.3 歳	539,841 円	－ 円	875,594 円
類似団体	40.0 歳	502,349 円	1,050,923 円	738,334 円

⑥薬剤師・医療技術職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤沢市	39.0 歳	331,088 円	478,266 円	415,014 円
神奈川県	42.2 歳	349,579 円	－ 円	－ 円
国	47.0 歳	336,243 円	－ 円	382,816 円
類似団体	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円

⑦看護・保健職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤 沢 市	37.6 歳	327,407 円	459,490 円	401,082 円
神奈川県	50.0 歳	365,032 円	－ 円	－ 円
国	48.4 歳	343,846 円	－ 円	390,461 円
類似団体	40.1 歳	314,742 円	411,475 円	360,591 円

⑧全職員

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
藤 沢 市	40.8 歳	338,918 円	490,897 円	443,030 円
神奈川県	39.2 歳	363,749 円	－ 円	434,163 円
国	41.7 歳	356,257 円	－ 円	439,356 円
類似団体	－ 歳	－ 円	－ 円	－ 円

（６）職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		藤　沢　市 初任給	藤　沢　市 ２年後の給料	神奈川県の初任給	国の初任給	神奈川県内民間企業の初任給
一般行政職	大学卒	241,000 円	247,100 円	237,600 円	総合職 251,500 円 一般職 241,500 円	251,867 円
	短大２卒	229,000 円	237,100 円	222,600 円	－ 円	223,375 円
	高校卒	213,200 円	221,100 円	206,700 円	一般職 209,800 円	213,351 円
技能労務職	２５歳採用	244,200 円	249,100 円	－ 円	－ 円	－ 円
消防職	大学卒	245,700 円	252,800 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高校卒	222,700 円	230,600 円	－ 円	－ 円	－ 円
医師・歯科医師職	医大卒	338,500 円	355,800 円	342,000 円	317,300 円	－ 円
薬剤師	大学６卒	264,900 円	269,000 円	262,700 円	265,800 円	－ 円
医療技術職	大学卒	248,000 円	251,500 円	244,900 円	249,600 円	－ 円
	短大３卒	243,900 円	248,000 円	272,600 円	242,600 円	－ 円
看護・保健職	大学卒	281,900 円	286,600 円	270,800 円	250,600 円	－ 円
	短大３卒	278,200 円	282,900 円	266,900 円	239,600 円	－ 円

（７）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年 平均給料月額	経験年数２０年 平均給料月額	経験年数２５年 平均給料月額	経験年数３０年 平均給料月額
一般行政職	大学卒	291,516 円	377,020 円	406,916 円	420,561 円
	短大２卒	－ 円	356,300 円	344,350 円	403,325 円
	高校卒	－ 円	343,800 円	386,400 円	413,900 円
技能労務職		259,117 円	304,160 円	334,958 円	369,320 円
消防職	大学卒	297,900 円	385,363 円	417,388 円	416,400 円
	高校卒	278,967 円	350,017 円	387,750 円	413,309 円
医師・歯科医師職		437,900 円	490,340 円	547,660 円	533,000 円
薬剤師・医療技術職		295,740 円	387,280 円	389,433 円	448,200 円
看護・保健職		305,469 円	342,045 円	369,915 円	387,625 円

（８）給料表の種類、級数、額等の概要（令和８年４月１日現在）

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

（単位：百円）

種　類	適用人数		給料月額							
			１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
行政職給料表(1)	2,538 人	最高号給額	3,036	3,652	4,021	4,095	4,211	4,498	4,731	5,320
		最低号給額	2,082	2,598	2,978	3,188	3,406	3,724	4,132	4,602
行政職給料表(2)	381 人	最高号給額	2,699	3,078	3,655	4,058	4,092			
		最低号給額	1,971	2,152	2,481	2,978	3,188			
医療職給料表(1)	164 人	最高号給額	4,229	5,119	5,658	6,233	6,635			
		最低号給額	3,315	3,897	4,272	5,033	5,665			
医療職給料表(2)	172 人	最高号給額	3,037	3,456	3,705	4,056	4,224	4,303	4,562	5,172
		最低号給額	2,352	2,671	2,923	3,141	3,469	3,595	3,835	4,471
医療職給料表(3)	596 人	最高号給額	3,094	3,437	3,801	4,001	4,134	4,503	4,785	
		最低号給額	2,394	2,709	2,975	3,060	3,204	3,519	3,854	

（９）一般行政職の級別職員数の状況（各年４月１日現在）

区　分	標準的な職	職員数	令和８年の構成比	１年前の構成比(R7年)	２年前の構成比(R6年)	３年前の構成比(R5年)	５年前の構成比(R3年)
８　級	部長	17 人	1.0%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%
７　級	参事	58 人	3.6%	3.7%	3.7%	3.7%	4.0%
６　級	課長	155 人	9.6%	9.3%	9.5%	9.5%	9.6%
５　級	課長補佐	210 人	13.0%	12.9%	12.8%	13.2%	13.4%
４　級	上級主査	256 人	15.8%	15.4%	15.0%	14.8%	14.7%
３　級	主査	267 人	16.5%	15.5%	16.0%	15.9%	16.0%
２　級	主任	375 人	23.1%	23.8%	26.4%	27.3%	26.5%
１　級	事務員・技術員	282 人	17.4%	18.2%	15.6%	14.5%	14.7%
計		1,620 人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）１　藤沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

２　標準的な職とは、それぞれの級に該当する代表的な職です。

(10) 昇給の実施状況

①査定昇給

７月１日から翌年６月３０日までの１年間の勤務成績により、７月１日に５段階の区分で昇給します。

一般行政職の令和７年４月２日から令和８年４月１日までにおける運用

区　分		管理職職員		管理職職員以外	
人事評価を活用している		○			
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○		
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			未定	

令和７年７月の昇給期

区　分	A	B	C	D	E
一般職員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0
令和7年7月1日該当職員数	0 人	0 人	3,618 人	43 人	149 人

令和８年７月の昇給期

区　　分	A	B	C	D	E
一　般　職　員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0
令和8年7月1日 該 当 職 員 数	0 人	1 人	3,570 人	40 人	14 人

②その他の昇給

①以外に昇給できる場合としては、次のようなものがあります。

・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合

・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合

・生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態になった場合

(11) 高齢層職員の昇給抑制（停止）制度の概要（各年４月１日現在）

高齢層職員の昇給抑制（停止）制度とは民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制したり昇給停止したりする制度です。

なお、本市では昇給抑制制度を採用しており、査定昇給時の昇給号給数を２分の１としています。

区　　分	藤沢市 昇給抑制	国 昇給停止	該　当　職　員　数				
			令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和７年
一般行政職	56　歳	55　歳	179 人	182 人	188 人	172 人	165 人
技能労務職	56　歳	57　歳	73 人	82 人	87 人	84 人	83 人
医療職（医師を除く。）	56　歳	55　歳	18 人	26 人	26 人	29 人	36 人
医療職（医師）	61　歳	57　歳	2 人	2 人	0 人	4 人	4 人

(12) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

①期末手当・勤勉手当

区　　分	藤　沢　市			神 奈 川 県			国		
	令和７年度支給割合			令和７年度支給割合			令和７年度支給割合		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
６　月　期	1.25 月分 (0.70) 月分	1.05 月分 (0.50) 月分	2.30 月分 (1.20) 月分	1.25 月分 (0.70) 月分	1.05 月分 (0.50) 月分	2.30 月分 (1.20) 月分	1.25 月分 (0.70) 月分	1.05 月分 (0.50) 月分	2.30 月分 (1.20) 月分
１２月期	1.275 月分 (0.725) 月分	1.075 月分 (0.525) 月分	2.350 月分 (1.250) 月分	1.275 月分 (0.725) 月分	1.075 月分 (0.525) 月分	2.350 月分 (1.250) 月分	1.275 月分 (0.725) 月分	1.075 月分 (0.525) 月分	(2.35) 月分 (1.25) 月分
計	2.525 月分 (1.425) 月分	2.125 月分 (1.025) 月分	4.65 月分 (2.45) 月分	2.525 月分 (1.425) 月分	2.125 月分 (1.025) 月分	4.65 月分 (2.45) 月分	2.525 月分 (1.425) 月分	2.125 月分 (1.025) 月分	4.65 月分 (2.45) 月分
加算措置の状況	・役職加算５～２０％ ・管理職加算なし			・役職加算５～２０％ ・管理職加算１０～２０％			・役職加算５～２０％ ・管理職加算１０～２５％		
１人当たりの平均支給額	令　和　７　年　度 1,913 千円			令　和　６　年　度 1,867 千円			令　和　７　年　度 公表データなし		

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

一般行政職の勤勉手当への人事評価の活用状況（令和７年度中における運用）

区　分		管理職職員		管理職職員以外	
人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○		
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			未定	

令和６年６月期における区分内訳

区　　分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好・中位である職員	勤務成績が下位である職員
該 当 職 員 数	9 人	38 人	4,035 人	4 人

令和６年１２月期における区分内訳

区　　分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好・中位である職員	勤務成績が下位である職員
該 当 職 員 数	9 人	38 人	3,850 人	6 人

令和７年６月期における区分内訳

区　　分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好・中位である職員	勤務成績が下位である職員
該 当 職 員 数	3 人	38 人	3,900 人	7 人

令和７年１２月期における区分内訳

区　　分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好・中位である職員	勤務成績が下位である職員
該 当 職 員 数	3 人	38 人	3,917 人	7 人

令和８年６月期における区分内訳

区　　分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好・中位である職員	勤務成績が下位である職員
該 当 職 員 数	10 人	20 人	3,940 人	5 人

（注）　勤務成績が下位である職員の区分には、懲戒処分を受けた者を含みます。

②退職手当（令和８年４月１日現在）

区　　分	藤　沢　市		国	
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置２～４５％加算		定年前早期退職特例措置２～４５％加算	
令和７年度決算額	1,209,467 千円	63,502 千円	－ 千円	－ 千円
退 職 者 数	226 人	2 人	－ 人	－ 人
１人当たり平均支給額	5,352 千円	31,751 千円	－ 千円	－ 千円

（注）１　退職者数は、退職手当を支給されない職員を除いています。
　　２　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和８年４月１日現在）

区　　分	藤　沢　市	国
支給対象職員数（令和８年４月実績）	3,977 人	２級地 １６％支給 地域
支給職員１人当たり平均支給月額（令和８年４月実績）	58,129 円	
支給実績（令和７年度決算）	2,391,522 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	613,840 円	

（注）　地域手当は、地域における給与水準の不均衡を調整するために支給される手当です。

県内他市の状況

支給率	団体名						
16.0%	横　浜　市	川　崎　市	平　塚　市	茅ケ崎市	厚　木　市		
15.0%	鎌　倉　市						
12.0%	相模原市	横須賀市	小田原市	逗　子　市	秦　野　市	大　和　市	伊勢原市
	海老名市	座　間　市	綾　瀬　市				
11.0%	三　浦　市	南足柄市					

④特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

区　　分	藤　沢　市
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和８年４月実績）	30.0%
支給職員１人当たり平均支給月額（令和８年４月実績）	20,315 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度決算）	34.1%
支給実績（令和７年度決算）	307,869 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	231,736 円

手当の種類（１３種類）

手当の名称	主な支給対象課	主な支給対象業務	支給実績 令和７年度決算	左記職員に対する支給単価	
徴　収　手　当	納税課	差押・公売処分	874 千円	１　件	500 円
福祉業務手当	生活援護課	福祉業務に従事	4,886 千円	１勤務	400 円
放射線取扱手当	市民病院・保健所	放射線を照射する作業に従事	5,301 千円	１勤務	400 円以内
感染症業務手当	市民病院・保健所	感染症患者等に対する医療等に従事	21 千円	１勤務	400 円
有害物取扱手当	環境保全課・保健所	土壌汚染・水質汚濁等の分析作業	933 千円	１勤務	300 円
清掃作業手当	環境事業センター	ごみの収集・廃棄・終末処理作業	17,374 千円	１勤務	900 円以内
現場作業手当	道路維持課	夏期等の道路、下水道施設の維持補修作業	9,603 千円	１勤務	500 円以内
高所等作業等手当	消防	１０m以上の高所での作業	11 千円	１勤務	500 円以内
救急作業手当	消防	傷病者の搬送	15,640 千円	１作業	510 円以内
死体取扱手当	市民病院・消防	死後処置等に従事	813 千円	１　件	1,500 円以内
夜間医療等従事手当	市民病院	深夜における看護等の業務に従事	240,953 千円	１勤務	12,000 円以内
分娩業務手当	市民病院	分娩・周産期医療に従事	12,602 千円	１　件	50,000 円以内
災害応急作業等手当	全職員	大規模災害時に困難業務に従事	0 千円	１勤務	1,080 円以内

※感染症業務手当については、令和２年度から令和５年５月まで新型コロナウイルス感染症対応に係る業務について、3,000円又は4,000円の手当を支給していました。

⑤時間外勤務手当（休日・夜間勤務手当含む）

区　　分	令和３年度 決　　算	令和４年度 決　　算	令和５年度 決　　算	令和６年度 決　　算	令和７年度 決　　算
支給実績	1,556,643 千円	1,515,388 千円	1,569,476 千円	1,618,406 千円	1,625,334 千円
職員１人当たり平均支給年額	397 千円	389 千円	403 千円	416 千円	417 千円
職員１人当たり平均支給月額	32,734 円	32,067 円	33,239 円	34,205 円	34,368 円
職員１人当たり１月平均時間外勤務時間数	10.30 時間	10.55 時間	10.15 時間	10.23 時間	9.74 時間
平均時間外勤務時間数前年度比		102.4%	96.2%	100.8%	95.2%

⑥その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	支給対象者・支給内容	国の制度との異動	藤沢市の支給金額	国の支給金額	支給職員１人当たり平均支給月額（令和８年４月実績）	支給実績（令和７年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
初任給調整手当	医師	国と異なる	78,000円～310,000円	34,400円～416,600円	299,774 円	591,314 千円	1,606,832 円
	助産師	国と異なる	2,000円	－	2,000 円		
扶養手当	配偶者	国と異なる	7,800円	－	23,633 円	423,477 千円	273,211 円
	子	国と異なる	11,200円	13,000円			
	父母等	国と異なる	7,800円	6,500円			
	満１６歳から満２２歳の特定期間に対する加算	国と同じ	5,000円	5,000円			
住居手当	自ら居住するため住宅を賃借している職員・その所有に係る住宅に居住している職員	国と異なる	限度額 28,000円	限度額 28,000円	12,496 円	518,530 千円	174,766 円
通勤手当	交通機関利用職員・交通用具使用職員	国と異なる	運賃相当額	限度額 150,000円	8,505 円	313,372 千円	91,309 円
単身赴任手当	八ヶ岳野外体験教室職員・復興支援派遣	国と同じ	38,000円	100～300km →8,000円加算	0 円	342 千円	342,000 円
管理職手当	管理職職員（令和８年４月１日時点、常勤職員に占める支給者割合= 18.7% ）	国と同じ	部長 127,600円 担当部長 111,300円 参事 92,300円 課長 85,300円 課長補佐 74,300円	10級139,300円 9級104,200円～130,300円 8級82,200円～117,100円 7級66,400円～88,500円 6級51,900円～72,700円 5級49,600円～59,500円 4級46,300円～55,500円	82,553 円	740,747 千円	988,981 円
宿日直手当	市民病院職員	国と異なる	3,100円～13,500円	4,400円～21,000円	31,623 円	71,872 千円	359,360 円
管理職特別勤務手当	管理職職員	国と同じ	6,000円～18,000円	6,000円～18,000円	6,300 円	－ 千円	－ 円
寒冷地手当	八ヶ岳野外体験教室職員	国と同じ	10,200円	４級地 7,360～17,800円	11～3月のみ支給 0 円	0 千円	0 円

（注） 通勤手当の支給実績は、６ヶ月定期相当額を４月に支給しているため１ヶ月の平均金額です。

（13）特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

区分		藤沢市	（参考）類似団体における最高額及び最低額			
		（月額）			（月額）	（月額）
給料	市長	1,064,000 円	類似団体	市長	1,130,000 円	643,500 円
	副市長	893,000 円		副市長	930,000 円	750,000 円
	教育長	766,000 円		教育長	－ 円	－ 円
	監査委員	690,000 円		監査委員	－ 円	－ 円
議員報酬	議長	690,000 円		議長	724,000 円	463,000 円
	副議長	610,000 円		副議長	660,000 円	420,000 円
	議員	565,000 円		議員	606,000 円	400,000 円
期末手当		（令和６年度支給割合）				
	市長	6月期1.5625 月分 12月期1.5875 月分 合計 3.15 月分				
	副市長					
	教育長					
	監査委員					
	議長	6月期1.725 月分 12月期1.775 月分 合計 3.50 月分				
	副議長					
	議員					
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）		
	市長	給料月額×在職月数×32/100	16,343,040 円	任期毎		
	副市長	給料月額×在職月数×23/100	9,858,720 円	任期毎		
	教育長	給料月額×在職月数×18/100	4,963,680 円	任期毎		
	監査委員	給料月額×在職月数×16/100	5,299,200 円	任期毎		

（注）１ 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（市長等は４年＝４８月、教育長は３年＝３６月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

２ 類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）における最高額及び最低額は、令和７年４月１日現在の数字です。

※市長の退職手当の引き下げについて
現市長に限り、退職手当の引き下げを行っています。
「32/100」を「12. 5/100」としており、
1期の手当額が、給料月額×在職月数×12.5/100＝6,384,000円になります。

(14) 給与改定の概要

①平成２９年

平成２９年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成２９年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	初任給・若年層は1,000円程度の引上げ。その他は、400円程度の引き上げを基本に改定。行政職給料表（１）の改定率０．１９％。	初任給・若年層は1,000円程度の引上げ。その他は、400円の引き上げを基本に改定。行政職俸給表（１）の改定率０．２％。

②平成３０年

平成３０年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成３０年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度の引上げ。その他は400円の引き上げを基本に改定。行政職給料表（１）の改定率０．１８％。	初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度の引上げ。その他は400円の引き上げを基本に改定。行政職俸給表（１）の改定率０．２％。

③令和元年

令和元年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成３１年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	大卒初任給を1,500円程度、高卒初任給を2,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。行政職給料表（１）平均改定率0.15%	大卒初任給を1,500円程度、高卒初任給を2,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について所要の改定。行政職俸給表（１）平均改定率0.1%

④令和４年

令和４年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて令和４年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	大卒初任給を3,000円程度、高卒初任給を4,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。行政職給料表（１）平均改定率0.33%	大卒初任給を3,000円程度、高卒初任給を4,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について所要の改定。行政職俸給表（１）平均改定率0.3%

⑤令和５年

令和５年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて令和５年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	大卒初任給を11,000円程度、高卒初任給を12,000円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職給料表（１）平均改定率1.22%	大卒初任給を11,000円程度、高卒初任給を12,000円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職俸給表（１）平均改定率0.96%

⑥令和６年

令和６年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて令和６年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	大卒初任給を23,000円程度、高卒初任給を25,000円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職給料表（１）平均改定率3.43%	大卒初任給を24,000円程度、高卒初任給を21,000円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職俸給表（１）平均改定率3.0%

⑦令和７年

令和７年８月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて令和７年４月１日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項　　目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給　　料	大卒初任給、高卒初任給ともに9,500円程度引上げ。中堅層に重点を置いて所要の改定。行政職俸給表（１）平均改定率3.32％	大卒初任給、高卒初任給ともに9,500円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職俸給表（１）平均改定率3.3％

(15) 給与の見直しの状況

平成２１年４月から特殊勤務手当を３種類廃止し、１５種類に改定

平成２２年４月から特殊勤務手当を３種類廃止し、１２種類に改定

平成２２年４月から住居手当上限額を４，３００円引き下げ

平成２２年４月から通勤手当支給対象距離を２㎞に引き上げ

平成２４年４月から勤続２０年以上２５年未満の定年退職者の退職手当支給率を引き下げ

平成２５年４月から退職手当支給率を平均１５％引き下げ

平成３０年４月から退職手当支給率を平均３％引き下げ

平成３１年４月から扶養手当を改定（配偶者を引き下げ、子を引き上げ）

令和２年４月から持ち家に係る住居手当を２，０００円引き下げ

令和７年４月から持ち家に係る住居手当を５，０００円引き下げ

令和８年４月から持ち家に係る住居手当を５，０００円引き下げ

(16) 旅費の概要

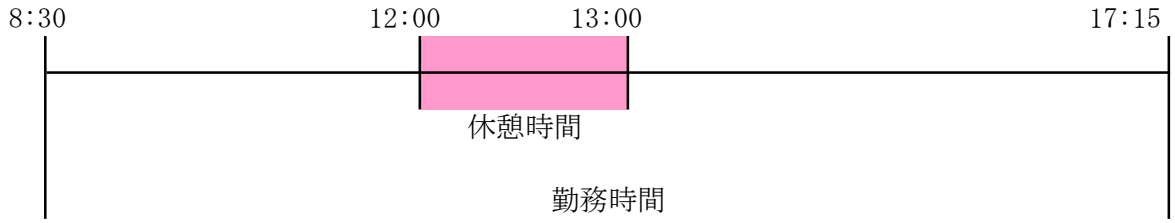
公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。その支給内容の概要は次のとおりです。

種　　類	内　　容	支給額
鉄道運賃・船賃・航空運賃等	運賃等を支給しています。	最も経済的な運賃
宿　泊　料	宿泊を要する場合に支給しています。（職員研修で宿泊施設が指定されている場合は、当該指定額）	13,000円以内実費分

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）職員の勤務時間及び休憩時間の概要　（令和８年４月１日現在）

職員の勤務時間は、８時３０分から１７時１５分まで１日７時間４５分、週３８時間４５分です。



（２）年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として１年に２０日の有給休暇が与えられます。

（各年１月１日～１２月３１日）

年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
平均取得日数	10.6　日	11.3　日	11.3　日	11.3　日	12.5　日	12.0　日	12.3　日

（３）特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種　　類	具体的な内容	付与日数	取得者数		
			令和５年	令和６年	令和７年
公民権行使等休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間	2 人	1 人	4 人
ドナー休暇	骨髄液の提供（親族を除く）	その都度必要と認める期間	1 人	0 人	1 人
ボランティア休暇	自発的に報酬を得ず社会貢献活動	５日以内	4 人	2 人	0 人
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難	連続する２日以内	35 人	39 人	45 人
結婚休暇	結婚する場合	連続する５日以内	63 人	69 人	55 人
健康診査等休暇	妊娠中、出産後１年以内の検診	その都度必要と認める期間	25 人	20 人	24 人
通勤緩和休暇	交通機関の混雑が妊婦の健康に支障を与える	１日につき１時間以内	2 人	3 人	1 人
出産休暇	出産する場合	産前産後各８週間	113 人	91 人	96 人
出産補助休暇	配偶者が出産する場合	産前産後各２週間で５日以内	74 人	81 人	81 人
育児時間休暇	満３歳に達しない子の養育	１日に１時間以内で30分単位	152 人	193 人	222 人
育児参加休暇	産休中に出産に係る子９歳未満の子の育児	産前８週、産後１年間で５日以内	61 人	75 人	63 人
児童養育休暇	小学３年生までの子の養育	１日に２時間以内で30分単位	18 人	13 人	18 人
子の看護休暇	小学３年生までの子の負傷、疾病の看護	子が１人７日、２人10日、３人15日以内	513 人	584 人	512 人
家族看護休暇	親族の負傷、疾病の看護	７日以内	589 人	700 人	645 人
短期の介護休暇	同居の親族が負傷、疾病にかかった場合	要介護者が１人７日、２人10日、３人15日以内	77 人	49 人	99 人
忌引休暇	親族が死亡した場合	親族の区分に応じた日数	398 人	418 人	439 人
祭日休暇	法事、祭事を営む日（死亡後１５年以内）	１日	24 人	36 人	34 人
交通遮断等休暇	交通機関の事故	その都度必要と認める期間	1446 人	543 人	615 人
災害等罹災休暇	地震、水害、火災等で住宅が滅失破壊	連続する７日以内	0 人	0 人	0 人

（４）介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で取得することができます。介護休暇は、１日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

種　　類	取得者数						
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
介護休暇	4 人	3 人	5 人	7 人	7 人	6 人	6 人
	4 人	3 人	5 人	6 人	6 人	4 人	3 人

（注）　下段は、女性の取得者数であり、内数です。

（５）病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

種　　類	取得者数						
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
病気休暇	297 人	249 人	218 人	316 人	658 人	527 人	587 人

（６）育児休業等の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は最長３年間取得することができます。育児休業は１日単位で、部分休業は３０分単位で取得することができます。

種　　類	取得者数						
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
育児休業	173 人	186 人	188 人	217 人	234 人	262 人	271 人
	171 人	177 人	165 人	181 人	183 人	189 人	181 人
部分休業	42 人	52 人	40 人	47 人	49 人	63 人	60 人
	41 人	51 人	39 人	44 人	47 人	58 人	54 人

（注）　下段は、女性の取得者数であり、内数です。

種　　類	利用者数						
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
育児短時間勤務	98 人	103 人	83 人	79 人	88 人	80 人	95 人
	98 人	101 人	81 人	78 人	86 人	77 人	91 人

（注）　下段は、女性の制度利用者数であり、内数です。

（７）自己啓発等休業等の概要と取得状況

職員が大学における修学や国際貢献活動等公務に関する能力の向上に資する能力開発を図るための休業制度であり、自己啓発等休業は最長３年間取得することができます。自己啓発等休業は１日単位で、修学部分休業は３０分単位で取得することができます。

種　　類	取得者数						
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自己啓発等休業	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人
修学部分休業	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人

（８）配偶者同行休業の概要と取得状況

有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度であり、最長３年間取得することができます。

種　　類	取得者数						
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
配偶者同行休業	1 人	1 人	1 人	3 人	4 人	4 人	3 人

（９）安全衛生管理体制の整備状況

職員の安全衛生管理については「労働安全衛生法」並びに本市独自の「藤沢市職員安全衛生管理規程」に基づき整備し、管理体制の充実・推進を図っています。

組　織　等	説　　明	令　和　6　年　度		令　和　7　年　度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障がいを防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	3 件	3 件	3 件	3 件
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	2 件	2 件	2 件	2 件
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	6 件	6 件	6 件	6 件
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	33 件	33 件	33 件	33 件
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	6 件	6 件	6 件	6 件
安全衛生委員会及び安全衛生懇談会	職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するために、事業場の規模に応じ、安全衛生委員会または安全衛生懇談会を設置しています。危険及び健康障がいの防止に向け職場巡視、安全衛生研修等を実施し、快適な職場環境の形成促進に向け活動しています。	42 件	42 件	42 件	42 件

(注) 1　安全衛生委員会を設置している事業場…学校給食調理場及び職員数が50人以上の施設等

2　安全衛生懇談会を設置している事業場…１以外の施設等

3　類似した業務を扱う複数の事業場の職員が集まり、災害発生事例の共有化による再発防止、研修の効果的な実施等をめざし、安全衛生協議会を設置しています。
安全衛生協議会等組織のある事業場…環境部施設、保育園、学校用務員職場

4　事業場の安全衛生委員会または安全衛生協議会等の調整及び重要事項を調査審議するため安全衛生審議会を設置しています。総括安全衛生管理者、各委員会または協議会の代表者、産業医、職員団体の代表者により構成されています。

5　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由に該当すると、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に職場の秩序を維持し、回復を図るために行う処分です。

①分限処分者

処分事由	令和６年度				令和７年度			
	降任	免職	休職	降給	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	46 人	0 人	0 人	0 人	68 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	47 人	0 人	0 人	0 人	68 人	0 人
合計				47 人				68 人

②懲戒処分者

処分事由	令和６年度				令和７年度			
	免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告
諸給与の不正領得	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
受験採用の際の虚偽行為	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務命令違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
信用失墜行為	1 人	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人
守秘義務違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務専念義務違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
政治的行為違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
争議行為	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
営利企業等従事制限違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
公職選挙法違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
傷害・暴行の刑法違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
金銭・異性関係等の非行	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
収賄	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
横領	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
道路交通法違反	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
管理監督者責任	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他（　　）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	1 人	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計				3 人				0 人

（注）　地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

6　職員の服務の状況

（1）服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要	参考条文
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。	地方公務員法第 33 条
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	地方公務員法第 34 条
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。	地方公務員法第 35 条
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。	地方公務員法第 36 条
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	地方公務員法第 37 条
営利企業への従事等の制限	職員は営利企業等に従事することが制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。	地方公務員法第 38 条

（2）職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種類	具体的な内容	付与日数	承認者数	
			令和６年	令和７年
ツワリ休暇	妊娠してから出産日までの間に、半日又は１日を単位で取得	10　日	18 人	10 人
結婚休暇	特別休暇としての結婚休暇５日間のほか１日	1　日	59 人	41 人
夏期休暇	６月１日から９月３０日までの間に７日間（期間内１７日に１日）	7　日	3,233 人	3,317 人
ヘルスケア（人間ドック）	年１回限り７時間４５分を上限で必要と認める時間	1　日	1,715 人	1,610 人
ヘルスケア（再検査）	定期健康診断又は人間ドックの受診結果による再検査１回	1　日		
リフレッシュ休暇	永年勤続者の心身のリフレッシュを目的とした連続する５日以内	5 日以内	466 人	491 人
職員団体（組合）の事務従事	地方公務員法第５５条第８項の規定に基づき適法な交渉を行う場合	必要と認めた時間	243 人	140 人

（3）営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は任命権者が許可した場合を除き、「営利企業等への従事」を禁じられています。具体的には①営利企業の役員等の地位を兼ねること、②みずから営利企業を営むこと、③報酬を得てなんらかの事業、事務に従事することがあります。

許可した内容	許可件数				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
営利企業の役員等の地位を兼ねること	16 件	15 件	5 件	8 件	3 件
報酬を得てなんらかの事業、事務に従事すること	73 件	52 件	66 件	107 件	234 件
講演（医師）	202 件	250 件	210 件	185 件	191 件
診療業務（医師）	31 件	38 件	25 件	36 件	28 件
計	322 件	355 件	306 件	336 件	456 件

（4）在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ職員団体（組合）の業務にもっぱら従事することができます。（無給休職扱いとなります。）

登録団体	許可件数				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
藤沢市職員労働組合	6 件	4 件	4 件	3 件	2 件

7　職員の退職管理の状況

（1）部長級退職者の再就職届出の状況

退職した部長級職員の任命権者への再就職の届出の状況は以下のとおりです。

令和６年度退職者

区　　分	行政職給料表（1）	医療職給料表（1）	医療職給料表（2）	医療職給料表（3）
退 職 者 数	5 人	0 人	0 人	0 人
再就職届出数	0 人	－ 人	－ 人	0 人

令和７年度退職者

区　　分	行政職給料表（1）	医療職給料表（1）	医療職給料表（2）	医療職給料表（3）
退 職 者 数	8 人	0 人	0 人	0 人
再就職届出数	0 人	0 人	0 人	0 人

（2）外郭団体等への管理職の再就職の状況（各年４月１日現在）

退職時に管理職であった者の外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。

令和６年度末退職者

再就職先	他の地方公共団体	特定地方独立行政法人	外郭団体	非営利団体（他の項目に該当するものを除く）	営利企業（他の項目に該当するものを除く）
再就職者数	0 人	0 人	3 人	0 人	0 人

令和７年度末退職者

再就職先	他の地方公共団体	特定地方独立行政法人	外郭団体	非営利団体（他の項目に該当するものを除く）	営利企業（他の項目に該当するものを除く）
再就職者数	0 人	0 人	5 人	0 人	1 人

（注）　外郭団体とは、土地開発公社等、藤沢市が資本金又は基本金等の２５％以上を出資している法人をいいます。

8　職員の研修の状況

基本研修、専門研修、派遣研修、職場研修、自主研修を５つの柱として、職員が自発的に能力開発を行えるような風土を醸成し、時代の変化に対応できる研修を実施しています。

区分		受講者数			備考
		令和６年度	令和７年度	対前年度増減数	
基本研修	新採用前期研修	115 人	121 人	6 人	
	新採用後期研修	110 人	119 人	9 人	
	新採用職場体験実習	0 人	101 人	101 人	R7年度復活
	一般一部研修（採用後３年目）	61 人	97 人	36 人	
	一般二部研修（採用後６年目）	71 人	76 人	5 人	
	一般三部研修（採用後８年目）	61 人	76 人	15 人	
	監督者一部研修（主査昇任者）	73 人	73 人	0 人	
	監督者二部研修（上級主査昇任者）	63 人	61 人	-2 人	
	監督者（行２）研修（上級主査級昇任者）	6 人	0 人	-6 人	R7年度実施なし
	管理職一部研修（課長補佐級昇任者）	57 人	58 人	1 人	
	管理職二部研修（課長級昇任者）	29 人	38 人	9 人	
	管理職三部研修（所長（参事）級昇任者）	13 人	16 人	3 人	
	管理・監督者研修	27 人	27 人	0 人	
	合同クレド研修（接遇）	67 人	0 人	-67 人	CS向上に移行
	合同クレド研修（地域職場）	18 人	0 人	-18 人	俯瞰的思考力に移行
	合同クレド研修（コミュニケーション）	20 人	0 人	-20 人	心理的安全性を高める雑談へ移行
	合同クレド研修（対話）	34 人	0 人	-34 人	チーム力向上へ移行
	所属長研修	111 人	116 人	5 人	
	ネクストキャリア研修	20 人	15 人	-5 人	名称変更
	会計年度任用職員研修	1,054 人	219 人	-835 人	
専門研修	広報デザイン	23 人	25 人	2 人	
	チーム力向上研修	0 人	34 人	34 人	合同クレド（対話）から移行
	文書の書き方・伝え方	54 人	41 人	-13 人	
	課題処理シミュレーション	22 人	27 人	5 人	
	アンガーマネジメント	27 人	38 人	11 人	
	二市一町合同研修	20 人	19 人	-1 人	
	資料作成研修（ナッジ理論活用）	33 人	55 人	22 人	
	コーチング	23 人	21 人	-2 人	
	ＤＥＩ推進セミナー	234 人	238 人	4 人	
	ジェンダー平等ワークショップ	20 人	20 人	0 人	
	多文化共生ワークショップ	20 人	19 人	-1 人	
	障がい者ジョブサポーター研修	97 人	94 人	-3 人	
	カーボンニュートラル入門講座	24 人	32 人	8 人	
	共創の場コーディネート	0 人	29 人	29 人	R7年度新規設定
	クレーム対応	0 人	39 人	39 人	監督者二部研修内の科目から移行
	ＣＳ向上	0 人	53 人	53 人	合同クレド（接遇）から移行
	俯瞰的思考力向上	0 人	18 人	18 人	合同クレド（地域職場）から移行
	心理的安全性を高める雑談	0 人	54 人	54 人	合同クレド（コミュニケーション）から移行
	デジタル人材育成研修	22 人	17 人	-5 人	
	デジタルトレンドセミナー	62 人	41 人	-21 人	
	デジタルサービス運営	0 人	29 人	29 人	R7年度新規設定
	ＤＸリーダーシップ入門	0 人	28 人	28 人	R7年度新規設定
	サービスデザイン思考	0 人	38 人	38 人	R7年度新規設定
	ＤＸプロジェクトマネジメント	0 人	23 人	23 人	R7年度新規設定
	ＫＰＩマネジメント	0 人	27 人	27 人	R7年度新規設定
	情報発信強化セミナー	0 人	36 人	36 人	R7年度新規設定
	会議ファシリテーション	0 人	13 人	13 人	R7年度新規設定
	自治大eラーニング	0 人	16 人	16 人	R7年度新規設定
	男性育休の推進（動画研修）	291 人	198 人	-93 人	
	メンター養成研修	16 人	22 人	6 人	
	庶務実務研修	216 人	205 人	-11 人	
	技術職員研修	53 人	65 人	12 人	
	福祉指導員研修	36 人	42 人	6 人	
	地区福祉窓口相談員研修	59 人	61 人	2 人	

	職員能力開発研修	0 人	0 人	0 人	
	保健師研修	0 人	84 人	84 人	R7年度から共催
	エクセルマクロ研修	47 人	0 人	-47 人	実施なし
	市民協働研修	14 人	0 人	-14 人	
	職員対応要領研修	120 人	0 人	-120 人	新採用研修の科目へ移行
派遣研修	省庁派遣研修	3 人	3 人	0 人	
	自治大学校派遣研修	0 人	1 人	1 人	
	国土交通大学校派遣研修	5 人	8 人	3 人	
	（一財）全国建設研修センター派遣研修	14 人	12 人	-2 人	
	市町村アカデミー派遣研修	6 人	4 人	-2 人	
	（公財）神奈川県市町村研修センター派遣研修	23 人	23 人	0 人	
	（一社）日本経営協会	19 人	19 人	0 人	
	民間企業派遣	11 人	14 人	3 人	
	（公財）神奈川県都市整備技術センター	54 人	61 人	7 人	
	その他の派遣研修	15 人	17 人	2 人	
職場	部内職場研修	1,093 人	522 人	-571 人	
	課内職場研修	9,587 人	8,786 人	-801 人	
	マンツーマン研修	96 人	79 人	-17 人	
	マンツーマン指導員研修	88 人	70 人	-18 人	
	FUJISAWAにこやかクレド研修	92 人	0 人	-92 人	
自主	資格取得支援	19 人	36 人	17 人	
	自主研究グループ活動の奨励	20 人	25 人	5 人	
合　　計		14,688 人	12,694 人	-1,994 人	

9　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）共済組合の概要

藤沢市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の３つの事業を行っています。これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

令和４年１０月から、地方公務員等共済組合法の適用拡大により、要件を満たす非常勤職員は短期組合員（短期給付・福祉事業のみ適用）となりました。

①短期給付

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

種　　類		内　　容
法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付に加えて支払われる給付

②長期給付事業

組合員の退職・障がい・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

共済組合からの給付

種　　類		内　　容
老齢給付	老齢厚生年金	原則として、被保険者期間などが１０年以上で、かつ、６５歳（生年月日による経過措置有）に達したときに支給
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障がいの状態になったときに支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したときに支給
退職等年金給付	退職年金	引き続く組合員であった期間が１年以上あり、６５歳以上で退職しているときに支給
	公務障害年金	公務による病気又は負傷により障害の状態になったときに支給
	公務遺族年金	公務による病気又は負傷が原因で在職中又は退職後に死亡したときに支給

（注）平成２７年１０月から被用者年金制度が一元化され共済年金は、厚生年金に統一されました。共済年金の職域年金相当部分が廃止され（経過的給付あり）、退職等年金給付が設けられました。

日本年金機構からの給付

種　　類	内　　容
老齢基礎年金	保険料納付済期間等が１０年以上ある方が６５歳になったときに支給
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の３分の２以上ある方が、障害等級１級または２級に該当する障がい者になったときに支給
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その方に扶養されていた子（１８歳の最初の３月３１日までの間の子）がいるときに支給

③福祉事業

組合員の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

短期組合員については、保健事業・貸付事業・物資事業の一部は当面の間利用不可となっています。

種　　類	内　　容
保　健　事　業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（プール等）利用助成など
宿　泊　事　業	「湯河原温泉ちとせ」の運営
貯　金　事　業	給料天引きにより積立 （年率１．５２％　令和８年４月１日現在）
貸　付　事　業	普通貸付、特別貸付、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物　資　事　業	自動車・オートバイ代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。

（２）公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		傷　病	死　亡	傷　病	死　亡	傷　病	死　亡
通　勤　災　害	新規認定件数	12 件	0 件	15 件	0 件	15 件	0 件
	補償継続件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
公　務　上　災　害	新規認定件数	52 件	0 件	37 件	0 件	46 件	0 件
	補償継続件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

（３）職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員に対し定期健康診断を年１回実施しており、専門的な職種については必要に応じて各種特殊健康診断及び予防接種を実施する中で職員の健康に配慮しています。

また、健康診断結果の事後指導においても、職員課衛生管理担当に保健師を配置し、その指導にあたるとともに、内科医の産業医と連携を図る中で健康相談及び適切な助言指導を行っています。

（４）メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスへの対応については、精神科医の産業医と連携を図ることで、適切な助言指導及び療養からの職場復帰に向けた対応を図っています。あわせて職員課衛生管理担当に保健師を配置し、随時職員からの相談を受け付けています。

これに加え、職員自らが心の健康度を把握しストレスに適切に対処するため、平成１９年度から「メンタルヘルス調査」を実施してきましたが、平成２７年１２月から労働安全衛生法に基づき義務づけられている「心理的な負担の程度を把握するための検査（通称ストレスチェック）」に対応し、平成２８年度から実施しています。

また、メンタルヘルスに対する正しい知識と情報提供を行い、その予防に向けた対策を図っています。

（５）ハラスメントへの対応状況

ハラスメントに対しては、職員の相談窓口を職員課衛生管理担当において随時相談を受け付けており、相談を受けた場合、その内容により必要に応じて所属長や人事担当と連携してその解決に向け対応を図っています。また、各階層別研修や職場研修・パンフレットの配布等の機会をとおして、この問題についてふれることで、職員の意識の向上を図っています。

（６）その他職員福祉のための独自の制度の概要

市では、地方公務員法に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項（福利厚生事業）を職員により設立された藤沢市職員福利厚生会に委託し、事業を実施しています。

この職員福利厚生会は、職員の相互扶助、職員間の信頼関係の醸成及び行政効率の向上を図ることを目的に、市からの委託料と職員からの会費を主たる財源として運営しています。

市の委託事業として、人間ドック受検費用の一部助成をはじめとする健康支援事業や文化・体育事業等を実施するほか、職員の会費により慶弔見舞金の給付や生活資金貸付等の事業を実施しています。

①藤沢市職員福利厚生会予算額及び決算額

区分	令和６年度予算額				令和６年度決算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	157,988 千円	135,170 千円	65,205 千円	46.3 %	137,556 千円	61,028 千円	46,780 千円	34.0 %

区分	令和７年度予算額				令和７年度決算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	159,295 千円	126,106 千円	65,025 千円	40.9 %	136,367 千円	55,025 千円	47,784 千円	35.0 %

区分	令和8年度予算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	161,165 千円	164,044 千円	65,205 千円	40.4 %

②互助会を通じて実施した事業

令和７年度に職員福利厚生会が実施した事業は次のとおりです。（福利厚生会が職員からの会費のみで実施し、市の委託料が充当されていない事業は除きます。）

給　付　事　業　概　要	利用者数	事業費	利用者１人当たりの公費負担額
メンタルヘルスカウンセリング助成	2 人	25 千円	12,500 円
インフルエンザ予防接種助成	979 人	1,469 千円	1,500 円
人間ドック等受検助成	2,050 人	31,610 千円	15,400 円
禁煙治療助成	0 人	0 千円	0 円
鍼灸マッサージ・リラクゼーションの施療助成	1,014 人	1,014 千円	1,000 円

（注）　職員個人に給付している事業について記載しています。この他、職員スポーツ大会、機関紙発行等の事業を行っています。

10　公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て及び苦情処理）

（１）苦情処理制度の概要と状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会にすることができます。

新規申立件数	処理件数				令和７年度末係属件数
	措置	打切り	取下げ	計	
1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

（２）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

令和７年度当初係属件数	新規申立件数	処理件数					令和７年度末係属件数
		申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

（３）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

令和７年度当初係属件数	新規申立件数	処理件数					令和７年度末係属件数
		処分取消	処分容認	却下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※藤沢市の類似団体は、次のとおりです。市町村の類似団体は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により、指定都市、中核市、特例市、特別区を除く一般市については１６類型、町村については１５類型に分類されています。

釧路市	苫小牧市	ひたちなか市	上尾市	新座市	久喜市	市川市	松戸市
野田市	佐倉市	習志野市	市原市	流山市	八千代市	浦安市	立川市
三鷹市	府中市	調布市	町田市	小平市	日野市	東村山市	西東京市
鎌倉市	秦野市	津市	宇治市	和泉市	伊丹市	川西市	宇部市
山口市	徳島市						